

令和7年度教育委員会会議（定例会）会議録

【日時】 令和7年4月21日（月）

【開会】 14時00分

【閉会】 16時20分

【場所】 川崎市役所本庁舎2階 203・204会議室

【出席委員】

教育長 落合 隆

委 員 野村 浩子

委 員 西井 孝明

教育長職務代理者 芳川 玲子

委 員 森川 多供子

委 員 坂口 緑

【出席職員】

教育次長 田中 一平

教育政策室長 岩上 淳

教育環境整備推進室長 吉永 太

職員部長 宮川 匡之

学校教育部長 北川 友明

健康給食推進室長 五十嵐 美保子

生涯学習部長 大島 直樹

総合教育センター所長 大野 恵美

庶務課長 細見 勝典

庶務課担当課長 森 達也

教育政策室担当課長 堅月 基

教職員人事課長 武田 充功

教職員人事課課長補佐 廣瀬 徳政

教職員人事課担当係長 齋藤 遼平

教職員人事課担当課長 平山 和生

教職員人事課課長補佐 須藤 良

教職員企画課長 井川 秀雄

教職員企画課担当課長 田中 誠志

教職員企画課課長補佐 安倍 悠史

給与厚生課担当課長 根岸 葉子

給与厚生課担当係長 山根 千穂

庶務課担当係長 江上 史雄

庶務課職員 曾根 一真

庶務課課長補佐 瀧澤 和義

庶務課職員 和地 祥太

庶務課課長補佐 高木 直子

庶務課職員 関橋 正貴

指導課長 新田 憲

指導課担当係長 宮嶋 恵太

総合教育センター総務室長 並木 久美子

総合教育センター総務室担当係長 武田 雅規

カリキュラムセンター担当課長 鈴木 正博

カリキュラムセンター指導主事 武内 洋平

指導課担当課長 山本 大

指導課担当課長 橋本 朋行

指導課指導主事 塚野 剛史

指導課担当係長 諏佐 達哉

教育政策室課長補佐 太田 徹

教育政策室担当係長 染谷 大海

教育政策室職員 古野間 夏樹

支援教育課長 森 真二

【署名人】

委 員 野村 浩子

委 員 芳川 玲子

(1 4 時 0 0 分 開会)

1 開会宣言

【落合教育長】

ただいまから、定例会を開会いたします。

初回ですので、私、新しく教育長になりましたので、座ったままで失礼ですが、一言、御挨拶の時間をいただければ幸いです。

4月1日付けで教育長に就任いたしました落合でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私自身、平成元年に小学校の教員として川崎市に採用され、36年たち、37年目になったときに、この教育長という立場で、新たにまた教育行政に関わらせていただくということで、責任の重さを感じておりますが、一生懸命努力してまいりたいと思います。

川崎市教育委員会会議は、委員の皆様が活発に御意見を交わしていただき、教育のほうを推進していただいていると思っておりますので、私も皆さんの御協力を得ながら、しっかりと川崎の教育を発展させていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2 開催時間

【落合教育長】

それでは早速ですが、会議を進めます。

本日の会期は、14時00分から16時20分までといたします。

3 会議録の承認

【落合教育長】

2月の定例会の会議録を事前に配布し、御確認いただいていると思いますが、承認してよいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【落合教育長】

それでは、承認いたします。

4 傍聴（傍聴者 21名）

【落合教育長】

本日は、傍聴の申出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【落合教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【落合教育長】

では、異議なしとして傍聴を許可いたします。

また、報道機関より撮影などの申出がございますが、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第4条ただし書の規定により、ただ今から、請願審議に入るまでの間、撮影などの許可をしてもよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【落合教育長】

それでは、報道機関に限り、ただ今から、請願審議に入るまでの間、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第4条ただし書の規定により、撮影などの許可をいたします。

5 非公開案件

【落合教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No.7は、訴訟、審査請求、その他の争訟に関する事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第3号に該当するため、報告事項No.8は、期日を指定して公表する必要がある案件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第4号に該当するため、非公開とすることに、賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<了承>

【落合教育長】

全員挙手です。よって、これらの案件は、非公開とすることに決定いたします。

6 署名人

【落合教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

野村委員と芳川委員にお願いいたします。

報道機関の皆様方におかれましては、撮影はここまでとさせていただきますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

7 請願審議

請願第6号（令和6年度） 教員の未配置の解消を求める請願について

【落合教育長】

それでは、まず、請願審議に入ります。

請願第6号「教員の未配置の解消を求める請願について」、審議いたします。まず、請願者の方が陳述を希望されていますので、ここでお願いしたいと思います。

ただ今から10分程度でお願いいたします。それではどうぞ。

【請願者】

こんにちは。大前博と申します。

私、42年間、川崎市の中学校の教師として勤め、現在は横浜市の中学校で非常勤講師をして勤務をしています。

川崎市教職員連絡会という職員団体の役員として活動しておりまして、川崎市の現職の先生方と川崎の子どもの権利条例を生かす学びについて研究や交流も行っています。

今回提出しました請願の趣旨について述べさせていただきます。

ちょっと請願の趣旨について述べる前に、1点、申し訳ありません。私のほうが提出しました資料6枚目、資料2というふうに番号が打ってありますけれども、私どもが発行しております「ほりんりゅう」というものの、5月21日に発行したものを資料として付けさせていただいております。その中で、左下の欠員及び未配置数を一覧表にしておりますが、これちょっと、事務職の方等の数も入っていたりして不正確なので、申し訳ありませんが、提出しておきながらあれなんですけど、7ページ左下のこの表については、バツにしておいてください。意見陳述の中で正確な数については述べさせていただきます。

いわゆる教員の未配置というのは、教育委員会の皆さんもそういうふうに書いていらっしゃるんですけど、一刻の猶予も許されない段階に私は達していると思います。私が提出しました資料1は、2024年度1月1日時点の教員の未配置の状況です。資料2、資料4にその状況がまとめてあります。

200名を超える先生方が未配置というふうになった結果、請願文にその一端を書いたように、川崎の教育は本当に困難な状況に陥りました。私はこの状況をどう捉え、どのように解決していくかをめぐって、四つのことを述べさせていただきたいと思います。

まず1点目は、たとえ1名であったとしても、教員の未配置は決してあってはならない事態だということです。

私が提出しました資料の8ページ、資料5を御覧ください。

2024年7月25日発行の教育新聞のインタビューに応じた川崎の女性の先生の発言です。これを読んでいただければ、教員の未配置は単なる数字上の問題ではないことがはっきり分かります。教員の未配置は子どもたちの学ぶ権利を脅かす深刻な問題です。また、教職員の働く条件を困難に陥れる問題でもあります。学校設置者である川崎市教育委員会の皆さんは、この教員未配置解消ということを、いろいろな政策課題があると思いますが、最優先課題として責任を持って取り組んでいただきたいということを、まず第1点目、強く訴えたいと思います。

第2点目ですが、この教員の未配置を解消していく上で、やはり年度当初の教員の未配置数を限りなくゼロに近づけていく。このことができない限り、この深刻な事態は毎年繰り返されてしまうということです。

私が提出しました資料の9ページ、資料6を御覧になってください。

年度が進むにつれて、産育休、休職する方が更に増えて、その代替の方に来てもらうことが困難になるため、教員の未配置は拡大してしまいます。年度当初の教員未配置を限りなくゼロに近づけることが必要だと、このことが、去年の10月8日、市議会での教員未配置問題の請願が審議されたときに、教育委員会の教職員人事課の方もはっきりそういうふうにおっしゃっていました。

そういった意味で、私は教育委員会の皆さんとこの点については認識が一致していると思います。そういう趣旨で、今回、年度初めの未配置をゼロにしてほしいという請願を出しました。

3点目、今日配布していただいた資料を見ますと、残念ながら年度当初、2025年度の当初、教員の未配置が100名を超えてあるという状況が記載されていました。私は、詳しくはデータのほうを見させていただかなければいけないと思うんですけど、去年の実績を振り返りながら、この年度初めの教員未配置をゼロにするために何が必要かということについて、意見を述べてみたいと思います。

去年、2023年度、年度当初の教員未配置が61.5名でした。それが2024年度には70名増えて、131.5名へと増えています。この70名のうち、53.5名は正規教員の欠員を臨時任用の先生で埋められなかった欠員による未配置です。川崎市は2024年4月5日時点で欠員は255.5名でした。これを非正規雇用の臨時教員で172名までしか埋めることができず、欠員による教員未配置が53.5名増えて、83.5名に1年間でなっています。

これを、資料7、仙台市の教員未配置状況と比べてみてください。去年10月8日の請願審議の中で、教育委員会の教職員人事課の課長さんが、仙台市は年度当初の欠員による教員未配置がゼロだということをおっしゃっていました。そのことを踏まえて、仙台の実情を聞いてみました。

そうすると、川崎市の場合は53校で、年度当初、欠員による教員の未配置があったわけですが、仙台市はこれが1校だけでした。ですから、この欠員による教員未配置、これを減らしていくことが、年度当初の教員未配置をゼロにする上での鍵を握っているんじゃないかなと私は思います。

欠員を埋めるために臨時任用の教職員を活用することは、文科省も許可しているんだということを教育委員会の皆さん言っているんですが、やはり、250名を超えてその欠員を発生させてしまって、それを臨任で埋めるということは、私は難しいんじゃないかなと思います。書いてありますけれど、臨時任用で働いてくださる方の数というのはそんなに多くありません。そのことを考えると、やはり教員未配置をなくすために、年度当初に必要な正規教員の方をきちんと配置して、欠員を大幅に減らして、仙台市のように欠員による教員未配置をなくすと、これは

全国的に厳しい状況ですけれど、仙台市にできることですから、私たち川崎市ができないということじゃないと思います。

最後に４点目、今後、教員配置を増やしていき、未配置をなくす上で、教育委員会が今年度から開始する奨学金の返還支援制度についてです。

これは資料の９ページ、１０ページの資料８を見てください。

私は、新採用の奨学金返還を支援していくことは大賛成です。しかし、支援の対象を、教員採用候補者選抜試験の成績上位者４０名程度に限定することが、新たな問題を引き起こすと思います。川崎市とは対照的に、今年度から奨学金返還事業を始める東京都は、要件を満たす者全員を対象とし、人数の上限を設けないとしています。

受験生の立場に立って考えていただきたいと思います。教員として採用されたときに、採用者の１０％あまりの成績優秀者と、そうでない者に分けられ、成績優秀者と認定されるか否かで、１０年間で最大２００万円の収入差が生まれると、こういう川崎市と、合格すれば全員が差別なく奨学金返還支援が受けられる東京都と、どちらを受験生の皆さんは選択するのでしょうか。私はこの制度を作って、一人でも多く川崎に先生が来てほしいということで、発案された教育委員会の皆さんの熱意に本当に尊敬しますが、やはり来年度以降は、一人当たりの支援額を例えば減らすということも含めて検討して、要件を満たす者、ですから合格された方全員を対象に、人数の上限を設けることなく、奨学金の支援制度を発展させていただきたいということを最後に強く訴えたいと思います。

以上で私の意見陳述を終わります。ありがとうございました。

【落合教育長】

ありがとうございました。

以上で陳述を終了します。

陳述については、本請願の審議に際しての参考にさせていただきたいと思います。

それでは、傍聴席へお戻りください。

次に、事務局からの説明を、教職員人事課長からお願いします。

【武田教職員人事課長】

それでは、請願第６号につきまして、御説明いたします。

ファイルナンバー０１、請願第６号のファイルをお開きいただきまして、２ページの資料１を御覧ください。

初めに、「欠員臨任及び代替職員について」前提となる考え方を御説明いたします。

「１ 代替職員の配置イメージ」を御覧ください。

定数５人の学校に、４人の正規教員が配置され、正規教員の欠員が１人発生し、配置された教員の１人が休職等で勤務できなくなった場合でございます。欠員を補充するために、表のオレンジ色の枠内の（１）欠員臨任を、また、４人目の教員が勤務できない状態に対応するため、表の青枠内の（２）から（５）までの任用種別の、いずれかにより代替者を任用し、定数５人を充足させるものです。これらの欠員臨任や代替者を任用できない場合、教員の未充足が生じるものでございます。

なお、表の一番下、「一般任期付」につきましては、一時的な業務量の増加に対応して複数年の

任期を定めて採用するもので、本市では教職員定数の増加への対応のために、3年間を任期として、採用選考を実施しております。

3ページの資料2を御覧ください。

「川崎市立学校教員の定数・欠員状況及び新規採用者数の推移（速報値）」でございます。

赤枠部分の定数につきましては、今年度6,554.41人となり、前年度と比べて、76.25人の増加、青枠部分の欠員数は162.5人となり、前年度と比べて、97人の減少となっております。令和3年度以降、定数の増加数に対して欠員数は減少しております。

4ページの資料3を御覧ください。

「川崎市立学校教員の産育休取得者数及び休職者数の推移」でございます。「1 産休取得者数」及び「2 育児休業取得者数」につきましては、前年度に比べて令和6年度は微減となっておりますが、いずれも多くの教員が取得している状況でございます。「3 休職者数」につきましては、精神疾患による休職者数が令和6年度は81人となり、前年度から減少しましたが、休職者数全体では、100人を超えている状況でございます。

5ページの資料4を御覧ください。

「川崎市立学校教員の欠員及び産育休等代替教員の未充足の状況（速報値）」でございます。

「1. 欠員及び休職者数の状況」の青枠部分でございますが、欠員数につきましては、令和7年度は令和6年度と比べて97人減少しております。

また、「2. 欠員及び休職者の未充足状況」の未充足計につきましては、表の右側を御覧いただき、校種別に見ると、小学校は83.5人となり、前年度から26人減少、中学校は26人となり、前年度から17人増加、高等学校は3人となり、前年度から2人減少、特別支援学校は10人となり、前年度から7人減少しております。

令和7年度の未充足の合計数は122.5人でございまして、前年度から18人減少しております。また、未充足数のうち、54名分は代替非常勤講師を配置できており、教員未充足の影響が最小限となるよう取り組んでいるところでございます。

6ページの資料5を御覧ください。

「川崎市立学校教員の事由別退職者数及び退職率、年代別退職者数及び退職率の推移」でございます。赤枠の部分の、定年退職者を除いた退職者の合計人数につきましては、令和6年度が179人、退職率3.03%となっており、前年度より低下しましたが、過去5年間で比べると高い状況となっております。

7ページを御覧ください。

年代別の退職者数及び退職率の推移でございまして、棒グラフが退職者数、折れ線グラフが事由別の退職率となっております。左上のグラフを御覧いただきますと、20代の退職者数は令和6年度54人となり、前年度から減少しており、右上のグラフを御覧いただきますと、30代の退職者数は令和6年度58人と前年度から微増しております。年代別の退職者数を見ますと、20代・30代の退職者数が多い傾向にございます。

8ページの資料6を御覧ください。

「産育休代替教員の安定的確保に関する国の制度」でございます。

「1 産育休代替教員の前倒し任用」につきまして、右下の図を御覧ください。あらかじめ産育休を取得することが見込まれる教員の代替教員につきまして、黄色の矢印で表すように、4月から前倒して任用できるものとした制度でございます。

9 ページを御覧ください。

「2 産育休取得者の代替における正規教員の活用」につきまして、右下のイメージを御覧ください。従前は、産育休者の代替として臨時講師等を配置した場合のみ、国庫負担の対象となっていました。正規職員による代替でも国庫負担の対象となるよう制度改正が行われたものでございます。

10 ページの資料7を御覧ください。

文部科学省がまとめている全国の教員採用試験の実施状況に関する資料の抜粋でございます。こちらは小学校の状況で、折れ線グラフで示されております採用倍率につきまして、一番右側の令和6年度は、過去最低の2.2倍となっており、薄い色の棒グラフで示される受験者数は、平成24年度以降一貫して減少傾向となっております。

11 ページを御覧ください。

中学校の状況でございます。令和6年度の採用倍率は、過去最低の4.0倍となっており、受験者数は、近年は減少傾向となっております。

12 ページの資料8を御覧ください。

「川崎市立学校教員採用試験の実績と辞退者数の推移」でございます。

令和6年度実施試験の採用倍率につきましては、小学校1.6倍、中学校／高等学校で2.3倍、特別支援学校では1.9倍となっており、正規教員においても、校種を問わず人材確保が困難になってきております。

13 ページの資料9を御覧ください。

「公立小・中学校等の教員定数の標準に占める正規教員の割合」につきまして、川崎市は正規教員の割合が令和6年度92.8%であり、前年度からは低下したものの、政令指定都市中8番目に高い値となっております。

14 ページの資料10を御覧ください。

「川崎市立学校における教員不足への対応状況」でございます。

「1 小学校における学級編制の弾力的運用の実施状況」につきましては、令和7年度学級編制において、7校14学級で実施しており、令和6年度と比べて増加しております。

「2 小学校における学級担任不足への対応状況」につきましては、学級担任が不足する学校数は、令和7年度では5校となり、令和6年度と比べて減少しています。学級担任不足への対応といたしましては、①の教務主任又は支援教育コーディネーターのどちらかが学級担任を実施している学校は、通常学級で5校5学級となっており、②、③は、ともにございませんでした。

「3 小学校における教職員配置の弾力的運用」につきましては、学校栄養職員配置の弾力的運用を4校で実施しております。

15 ページを御覧ください。

「4 中学校の対応状況」でございますが、未充足となっている学校等におきましては、非常勤講師を活用した年度当初の配置見直しや、教員一人当たりの標準的な持ちコマ数を超えた対応などを行っております。

一方で、教科指導のできる教員が未配置となった学校は6校ございました。これらの学校では、他校からの正規教員等の応援の調整や、教科指導の時期の調整などにより、未充足の影響が最小限となるよう取組を進めております。

16 ページの資料11を御覧ください。

「川崎市立学校における教員の人材確保に向けた取組」をまとめたものでございます。表の1段目の左側「任用方法」における取組では、一般任期付教員採用選考の実施等を行っており、2段目「人材育成・人事配置」では、育児短時間勤務制度の積極的な運用を進め、育児休業取得者が復帰しやすい環境づくりに取り組んでおります。3段目「臨時的任用教員・非常勤講師」における取組では、令和7年度から、非常勤講師の年間総勤務時間数の最大52週化への拡充などを行っております。

17ページを御覧ください。

「正規教員採用試験」における取組では、奨学金返還支援制度の新設や採用試験の複数回実施などを進めております。

18ページの資料12を御覧ください。

「川崎市教職員のこころの健康づくり指針」の概要でございます。

メンタルヘルス不調者に関する目標を設定し、保健相談員による新任教職員等の巡回相談の充実強化などの取組を進めております。

19ページの資料13を御覧ください。

教員の働き方改革に向けた取組として、新たな解決の対応の方向性を見出すことを目的として、教員との意見交換会を実施しており、主なアイデアを四つの視点でまとめたものでございます。令和7年度は、これらのアイデアを取り入れ、教員の働き方改革を推進する「実践校」の創出を進めております。

20ページの資料14を御覧ください。

「教員の人材確保・働き方改革に向けた考え方」でございます。

安定的な教員の人材確保と教員の働き方改革を両輪で進めることで好循環を生み出し、持続可能な学校運営体制の構築を目指して取組を推進してまいります。

21ページの資料15を御覧ください。

「請願に対する教育委員会事務局の考え方」でございます。

児童生徒への影響や教員の負荷などを踏まえると、学校現場は厳しい状況にあるものと受け止めており、年度当初の教員未充足の解消は重要な課題であると認識しておりますが、全国的に教員の志願者数が減少する中、当該課題の解消は非常に困難な状況でございます。

これまで教員確保に向けまして、令和5年度には、小学校における大学3年生を対象とした受験区分の新設、令和6年度には、教員採用試験の複数回実施など様々な取組を進めてきたことで、令和7年度の欠員数は前年度から大幅に減少しております。

また、近年の推移では、産育休等の代替となる臨時的任用教員等の確保が困難な中、代替非常勤講師の配置や非常勤講師の年間総勤務時間数の拡充等を行うことで、教員不足の影響が最小限となるよう取り組んでおります。

さらに、学級編制におきまして、令和6年度から、小学校で学級担任が不在となる影響を最小限にすることを教育的配慮として「学級編制の弾力的運用」を許容し、令和7年度には、「教職員配置の弾力的運用」を行い、教務主任や支援教育コーディネーターが学級担任を担う学校数は、前年度から減少しております。

中学校におきましても、各学校の実情を踏まえ、非常勤講師を活用した配置見直し、教員一人当たりの教科時数の増加、他校応援、時間割の柔軟な編制等により、教員未充足の影響が最小限となるよう取組を進めております。

令和6年度には、年度当初の欠員解消に向けた正規教員の確保に優先的に取り組む方針を決定しており、令和7年度当初の教員未充足は解消できなかったものの、引き続き、人材の安定的確保と、教員の働き方改革を両輪で進めることで好循環を生み出し、年度当初の教員未充足の解消に向けた取組を推進してまいります。

説明は、以上でございます。

【落合教育長】

事務局からの説明は以上となります。

それでは今の事務局からの説明に対して御質問、御意見等ございますでしょうか。

坂口委員。

【坂口委員】

ありがとうございました。

この請願第6号に、請願書の中で、文字どおり教育に穴が、先ほど、請願者の方の説明からも、子どもたちの学ぶ権利を脅かす状態になっているという御説明がありました。

実際に定数が増える中で、でもやはり欠員が出てしまって、さらにゼロを目指すけれども、未充足というのが令和7年、年度当初に122.5ある。これは昨年と比べて減っているけれどもあるという御説明を理解したんですけれども、この状態で、現在、必要な授業時間数が確保されているのか、あるいは子どもたちの学習内容がきちんと確保されているのか、この辺りについて説明いただいてよろしいでしょうか。お願いします。

【武田教職員人事課長】

ありがとうございます。

最初に、児童生徒の学ぶ権利をまさに保障すること、これを前提として私ども対策を講じているところがございまして、本日お出ししている資料の21ページで御説明しているんですけれども、代替非常勤講師の配置ですとか、あるいは、非常勤講師の年間総勤務時間数の拡充等を行うことに加えまして、小学校では、「学級編制の弾力的運用」や「教職員配置の弾力的運用」などの実施、中学校では、非常勤講師を活用した年度当初の配置見直しや、教員一人当たりの教科時数の増加などの実施によりまして、まさに教育不足への影響が最小限となるように取り組んでおりまして、年間で捉えた必要な授業時数ですとか、学習内容の確保、こちらを図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

【落合教育長】

坂口委員。

【坂口委員】

ありがとうございます。

そこは本当に基本だと思うんですけれども、同時にこのような子どもたちの学習内容、学習時間というのをきちんと確保すると、実際に人手が足りないという中での、先生方一人当たりの仕

事量といいますか、これが大変大きくなるので、その後に説明にもあったように、非常に、教職員の方々含めてですけれども、非常に精神的にプレッシャーの下に置かれて働くことになる。そのせいでまた更に欠員が生じてしまうという、そういうことになってしまう。この辺りの先生方の御負担を減らすことのために、何か取り組んでいることがありましたらそれも教えてください。

そして、一人でも、やはり根本的には、先生をたくさん採用して欠員を減らしていくという、そのために採用ですね。採用に向けてどんな努力をなさっているのか、この辺りも、現在の取組を教えてください。

【落合教育長】

教職員人事課長。

【武田教職員人事課長】

ありがとうございます。

まず先生方の不安を少しでも減らすことができるよう、教員不足が生じている小学校ですとか、あるいは中学校におきまして、今、非常勤講師等の追加配置ですとか、あるいは、先ほど、説明もさせていただきましたけれども、既に配置している非常勤講師の週の勤務時間の拡充ということをやっております、これによってですね、マンパワーの補填の取組を優先して進めてまいります。

加えまして、中学校におきましては、まさに不足している学校という話もありましたけれども、授業時数で、周辺の学校で比較的余裕のある学校ですとか、そういったところから各校への応援もしていただくことも想定をしております、そういったところがございます。

また、採用というところで申し上げますと、次年度の人材確保に向けましては、今年度実施する教員採用試験におきまして、他の自治体の臨時的任用教員の経験者向けの選考部分というのを、これを初めて設けまして、特別選考として設けまして、また、奨学金返還の支援事業の新設などということで、中期的には本市の教員志望者の喚起に向けて、また、大学連携担当というものを作りまして、教育実習の受入れですとか、そういったものを進めていくんですけど、そういった形で、取組を併せて進めてまいりたいと考えています。

【落合教育長】

よろしいですか。

【坂口委員】

ありがとうございました。

今、御説明あったとおり、また、ここの教育委員会会議でも何度も議論してきたとおり、もちろん未充足の問題、あるいは欠員の問題というのは解決のためにかなりいろいろな施策を打っているということを改めて理解しました。

この請願書の記述には、やはり、教育に穴が空く、あるいは学校現場では子どもたちの学ぶ権利が保障されていない深刻な状況であるという御指摘があったんですけれども、同時に、そのような事実自体は、そこまで、ちょっと何でしょう。教育に穴が空くというのは、本当に教育の機能不全に陥るというようなことを私はイメージしたんですけれども、そこまでではない。その意

味では、ここの部分、この請願の言葉にはやや飛躍がありまして、ちょっとどのように理解したらいいのかなと、かえって今、御説明を受けて混乱したところです。

その意味でも、ちょっとこの請願事態を採択するという方向では、ちょっと難しいかなというのが個人的な意見です。

以上です。ありがとうございました。

【落合教育長】

ありがとうございます。

ほかに、この請願のほうに関する取扱いについて、何か御意見がある委員はいますか。

森川委員。

【森川委員】

ありがとうございます。御説明ありがとうございました。

確かに、今の御報告を受けて、前年度の欠員は僅かですが減っているなど実感しております。

私たち教育委員ももちろんですが、教育委員会のほうでも未配置に関しては最重要課題だと捉えていると私自身はひしひしと認識しております。

令和5年度でしたっけ、令和5年度より、私たちは、現場の先生方の意見交換会を、何度も何度も教育委員としても参加させていただいて、行ってまいりました。先ほどの報告の中にも、そこで出たアイデアが、委員会で報告がありましたけれども、今年度、そのアイデアを踏まえて、新たに取組んでいくアイデアや事業など、あったら教えてください。

【田中教職員企画課担当課長】

教職員企画課です。私のほうからお答えさせていただきます。

昨年度までの意見交換会におきまして、これからやっていきたい取組であったり、既にやっている取組など、様々なアイデア、こちらのほうが出されましたので、学校の業務改善や授業改善の取組を総合的に進める実践校を今年度は創出し、全市展開を図ってまいりたいと考えております。

意見交換会で出されたアイデアにつきましては様々なものがございました。すぐ取り組めることということで、今年度から取り組ませていただいたことは、学校閉庁日ですね。こちらのほう、昨年度は試行という形で、かわさき家庭と地域の日、今はホリスタという名前になったと思うんですけども、そちらの10月の固定日のほうを、試行という形で、昨年度は閉庁日として取り扱わせていただきました。おおむね好評で、かなりの年休の取得がありましたので、本年度からはこちらを正式に学校閉庁日ということで追加させていただきました。

そのほか、こちらから昨年度から時差勤務という、教職員の時差勤務ということで試行のほう取り組ませていただいております。今年度も併せて試行という形ではあるんですが、試行のほうを拡大させていただきまして、希望する学校全ての学校で時差勤務を実施することということで取り組ませていただいております。希望を取りましたところ、小学校では70校を超えております。中学校につきましては30校を超えるような形で、かなり多くの学校で時差勤務、取組のほうを希望されております。

あわせて、こちらは全市的な取組になるんですけど、制度の変更にはなるんですが、子どもの

看護休暇であったりとか、部分休暇ですね。新しい休暇になりましたけれども、こちらについては、対象年齢の拡大とか要件の拡大とか、そういったものも取り組んでおります。いずれにいたしましても働きやすい職場環境、こちらのほうをできる限り速やかに整えていきたいと我々のほうも考えております。

実践校につきましては21校程度ということで募集をかけさせていただきました。現在のところ、こちら21校を超える23校の応募が来ております。内訳としては小学校18校、中学校5校ということで、こちら、完全手挙げということで、御希望のほうをいただいております。こちらのほうも引き続き取組を進めていきたいと考えております。

以上になります。

【落合教育長】

森川委員。

【森川委員】

ありがとうございます。

先生方の働く環境を守るということは、子どもたちの環境を守ることと直結していると思いますので、ぜひ、大人も守り、子どもも守っていただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

先ほど、坂口委員もおっしゃいましたが、請願の中に、子どもたちの学ぶ権利が保障されていない深刻な事態という言葉がありました。これは起きてはならぬこととして、現場のほうでは最大の努力をしていると私は認識しております。請願書の中にありました「ほんりゅう」という資料の中に、こんな状況は一刻も早くなくしてくださいという、支援学級の先生方が苦労しているという案件が書いてあるんですけれども、私はまさにここに派遣されている支援教育サポーターなので、例えば脱走する子が二人いるのもよくある話なんですけど、そういった場合どうするかというと、すぐに職員室に電話をして、そこにいる管理職に来てもらう、または、例えば遠足などの校外は、管理職に行っていていただいて、現場の教員はなるべく残るなど、現場では様々な努力を先生方はしていらっしゃいます。様々な背景を持つ多様性に配慮して、そういった子どもたちの学ぶ権利を保障するために、先生方がまさに走り回っていると言っても過言ではないと実感しております。ですので、私は、子どもたちの学ぶ権利が保障されていない深刻な事態、教育に穴が空くという文言がちょっとどうしても飲み込めず、私も取扱いとしては不採択とせざるを得ないとは思いますが。

ただ一方で、それを御心配されるお気持ちもよく分かります。先生方を助けるためにも、今、このつらい時期を乗り越えてくださっている教員の人たちに、ぜひ、後追いとして、どんな励ましがあったから乗り越えて来られたとか、後で、私たちのほうでは、意見交換会で聞いていろんな政策を出していきます。ただ、これを乗り越えた後に、今年1年の終わりの頃にでも、どんなことがあったからこの1年間を乗り越えられたか、こんなことがとても励みになったという聞き取り調査をしても、翌年の糧になるのではないかなと思いますので、その辺りの対策もお願いしたいと思います。

私としては以上です。

【落合教育長】

ありがとうございます。

ただいま坂口委員と森川委員から、本請願の取扱いについては不採択とせざるを得ないのではないかという御意見をいただきましたが、ほかの委員の方、いかがでしょうか。

西井委員。

【西井委員】

ありがとうございます。

私もやっぱり、子どもたちの学ぶ権利が損なわれるというこの一文については、ちょっと腹落ちしないというか、そういう実態をそこまで感じなかった。つまり昨年の先生方との対話、意見交換会に参加させていただきましても、そこまでの状況にならないように、先生方が今、本当に一生懸命踏ん張ってくれているという、そういう状況にあるというふうに認識としてしまして、まさに、先ほど事務方側の資料によると、ここにあるとおり、20ページの教員の人材確保ということと、それから教員の働き方改革ということが、本当にメビウスの輪のように相互に作用し合って、教育現場をしっかりと持続的なものにしていくということができない限り、1個1個の施策で、例えばちょっとお金を積んだからとか、何とかをこう工夫して考えるようにしましたという、そういうパッチワークのような、その対処型の仕事ではこれは全然解決しないなど。まさに昨年、中学校、小学校それぞれ先生方からは1,000を超えるリクエストというか、工夫についても意見が出されまして、それがこう、今、令和7年度からの学校教育の改善に、テーブルの上に上がってきていると。そこに積極的に手を挙げて、これ実践校としてやってみようという学校が、小中合わせて23校あるという御説明でしたけれども、これはすばらしい取組だなというふうに思いまして、ここでやはり川崎モデルをしっかりと作り上げた上で、一日も早くこの請願にあるような未充足ゼロという状態を作り上げるということは、本当に我々の使命だというふうに思いますが、子どもたちの権利を守れていないということについては、賛同いかないというのが私の意見です。

以上です。

【落合教育長】

ありがとうございます。

ほかの委員の方、よろしいでしょうか。野村委員。

【野村委員】

ありがとうございます。

私も保護者として、実際、自分の子どもの学校の先生がお休みに入られるとか、産休を取られるという現場を目にしております。そのたびに、やはり親として浮かぶのは、先生たち大丈夫かな、残された先生たちの心配な気持ち、それから、残った子どもたち大丈夫かな、ですので、請願の内容というのは本当に心を重ねて、お気持ち本当に分かります。

ただ、子どもたちというのは驚く力を持っていて、例えば産休に入られる先生なんかがいると、先生が戻ってくるまでの間に、みんなほかの先生は大変だけど、僕たちこういうふうに過ごして、頑張って成長して待っているねとか、それからメンタルの御事情でお休みに入られる先生がいて、

でもそれは高学年になればなるほど、子どもたち、事情をととてもよく分かっています。僕たちが先生たちに何か心配かけちゃったかなと、そんな心配させること自体、本当はあつてはならないという、よくないことであることは大前提なんですけれども、一方で、その子どもたちの様子を見ていて、私は親として、どんな状況でも子どもたちは学び取る力を持っているなというふうに思います。もちろんだからといって、その子どもの力に甘えていいわけではないですし、支え合おうとする先生たちのやりがいとか頑張りを搾取するような、そこに乗っかっていくということはもちろん許されることではありません。ただ、やはり請願の中にあるような、子どもたちの学びの権利は奪われているような状況ですとか、穴が空いているという言葉になってくると、そうならないように最善の努力をしていると思いますし、実際、子どもたちはそこから学び取る力を持っていると私は信じていますので、このままの現状をだから許すということではなく、努力を続けていくという意見を添えた上で、強い文言というところに、私はやはりちょっと腹落ちしない部分もありますので、不採択にはなってしまうかと思うんですが、引き続き努力を続けていくというところはお約束していきたいなと思います。

【落合教育長】

ありがとうございます。

よろしいですか。

以上の意見を踏まえてまとめていきたいと思います。

欠員及び産育休代替未充足、休職代替未充足を含む教員の未充足数は、前年度と比べ減少しているが、いまだ厳しい状況にある。また、年度当初の教員未充足の解消は重要な課題であると認識しているが、教員不足は全国的な課題であり、教員未充足の解消が非常に困難な状況であること、こういった説明がございました。

また、代替非常勤講師の配置や、教員一人当たりの教科時数の増加、他校応援等により、年間で捉えた必要な授業時数や学習内容の確保を図っていくとされていること、教育委員会事務局では、年度当初の欠員解消に向けた正規教員の確保に優先的に取り組む方針を決めており、引き続き、人材の安定的確保と、教員の働き方改革を両輪で進めることで好循環を生み出し、年度当初の教員未充足の解消に向けた取組を進めていることを確認できたと思います。

これらのことから考えますと、請願の趣旨にございます「学校現場では、子どもたちの学ぶ権利が保障されていない深刻な事態が起こっています」といった実態は確認されなかったことから、採択することはできないと考えますが、児童生徒への影響や教員の負荷などを踏まえると、優先的に取り組むべき課題であると考えます。

つきましては、本請願については、「引き続き、年度当初の欠員解消に向けた人材確保と、教員の働き方改革に取り組むこと」という意見を付した上で、不採択とすることとしたいと考えますが、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

【各委員】

<承認>

【落合教育長】

全員挙手。よって本陳情は、「引き続き、年度当初の欠員解消に向けた人材確保と、教員の働き

方改革に取り組むこと」という意見を付した上で、不採択とすることに決定いたしました。

8 報告事項Ⅰ

報告事項№. 1 請願第7号（令和6年度）の報告について

【落合教育長】

それでは、報告事項Ⅰに入ります。

報告事項№. 1「請願第7号（令和6年度）の報告について」の説明を、庶務課担当課長からお願いします。

【森庶務課担当課長】

教育委員会宛ての請願を受け付けましたので、御報告いたします。

ファイルナンバー02、報告事項№. 1のファイルを御覧ください。

資料については、委員の皆様には事前に送付しておりますので、全文を読み上げることは省略いたしますが、請願の趣旨は、「2025年度の教科用図書の採択に当たり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の趣旨に即したものになるよう請願を提出いたします。」とするものでございます

本日の教育委員会では、請願の取扱いについて御協議いただきたいと存じます。

また、請願者より意見陳述を希望する旨の申出がございましたので、意見陳述の可否について、また、認める場合は何分程度とするか、併せて御協議いただきたいと存じます。

説明につきましては、以上でございます。

よろしくお願いいたします。

【落合教育長】

ただ今報告がありました、請願第7号の取扱いにつきましては、今後審議していくということによろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【落合教育長】

次に、請願の意見陳述についてでございますが、これを認め、その時間については、10分程度ということでしょうか。

【各委員】

<承認>

【落合教育長】

それでは、そのように決定いたします。

報告事項Ｎｏ．２ 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【落合教育長】

次に、報告事項Ｎｏ．２「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、庶務課担当課長からお願いします。

【森庶務課担当課長】

それでは、報告事項Ｎｏ．２につきまして、御説明申し上げます。

ファイルナンバー０３、報告事項Ｎｏ．２をお開きください。

初めに、「１ 臨時代理した事項」の（１）件名につきましては、「川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

次に、（２）内容につきましては、組織改正に伴い、保有個人情報等管理責任者に係る規定の整理を行うものでございます。

次に、（３）施行期日につきましては、令和７年４月１日としたものでございます。

次に「２ 臨時代理を行った日」は、令和７年３月３１日でございます。

次に「３ 臨時代理を行った理由」といたしましては、令和７年４月１日からの組織改正に伴い、同日までに規則の規定を整備する必要がございましたことから、教育長が臨時に代理したものでございます。

報告事項Ｎｏ．２の説明につきましては、以上でございます。

【落合教育長】

ただ今の報告について、何か御意見ございますでしょうか。

それでは、報告事項Ｎｏ．２につきましては、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<了承>

【落合教育長】

全員挙手です。よって、本件は、承認することに決定いたします。

報告事項Ｎｏ．３ 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【落合教育長】

次に、報告事項Ｎｏ．３「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、庶務課担当課長からお願いします。

【森庶務課担当課長】

それでは、報告事項N o. 3につきまして、御説明申し上げます。

ファイルナンバー04、報告事項N o. 3をお開きください。

初めに、「1 臨時代理した事項」の(1)件名につきましては、「川崎市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

次に、(2)内容のアにつきましては、教育実習とインターンシップ実施に当たり、大学、市立学校及び学生との連絡調整を行う部署を設置するため、教職員人事課の事務分掌について、項目を追加するものでございます。

次に、内容のイにつきましては、新小倉小学校開校に伴い、開校準備を行う部署を廃止するため、学校教育部の事務分掌について、項目を削除するものでございます。

次に、内容のウにつきましては、中原市民館、高津市民館及び高津市民館橘分館の管理を指定管理者に行わせることに伴い、生涯学習部付の部署を設置するため、生涯学習部の事務分掌について、項目を追加するものでございます。

次に、(3)施行期日につきましては、令和7年4月1日としたものでございます。

次に「2 臨時代理を行った日」は、令和7年3月31日でございます。

次に「3 臨時代理を行った理由」といたしましては、令和7年4月1日からの組織改正に伴い、同日までに規則の規定を整備する必要がございましたことから、教育長が臨時に代理したものでございます。

報告事項N o. 3の説明につきましては、以上でございます。

【落合教育長】

ただ今の報告について、何か御意見ございますでしょうか。

それでは、報告事項N o. 3につきましては、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<了承>

【落合教育長】

全員挙手です。よって、本件は、承認することに決定いたします。

報告事項N o. 4 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【落合教育長】

次に、報告事項N o. 4「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、庶務課担当課長からお願いします。

【森庶務課担当課長】

それでは、報告事項N o. 4につきまして、御説明申し上げます。

ファイルナンバー05、報告事項N o. 4をお開きください。

初めに、「1 臨時代理した事項」の(1)件名につきましては、「川崎市教育委員会事務局公

文書管理規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

次に、(2) 内容のアにつきましては、取得した紙による文書をスキャナで読み取る方法により作成した電磁的記録（以下「電子正本」という。）の保存をもって、当該紙による文書の保存に代えることができることとするものでございます。

次に、内容のイにつきましては、電子正本の作成に用いた紙による文書は、特に軽易な公文書として取り扱うこととするものでございます。

次に、内容のウにつきましては、所管課長は、自身の管理する書庫等で保管する紙の完結文書の電子正本の保存をもって、当該紙の完結文書の保存に代えることができることとするものでございます。

次に、(3) 施行期日につきましては、令和7年4月1日としたものでございます。

次に「2 臨時代理を行った日」は、令和7年3月31日でございます。

次に「3 臨時代理を行った理由」といたしましては、令和7年4月1日からの文書管理制度の改正に伴い、同日までに規則の規定を整備する必要がございましたことから、教育長が臨時に代理したものでございます。

報告事項No. 4の説明につきましては、以上でございます。

【落合教育長】

ただ今の報告について、御意見ございますでしょうか。

西井委員、質問をお願いします。

【西井委員】

これいい取組だと思うんですけど、どのぐらいペーパーの公文書が減りますかね。

【森庶務課担当課長】

ペーパーですか。

【西井委員】

電子公文書にすると、紙が減るんでしょう。紙の書類が。

【森庶務課担当課長】

ちょっと今、手持ちの資料が。

【西井委員】

また教えてください。すごくいい取組だと思いますので。

【落合教育長】

ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 4につきまして、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<了承>

【落合教育長】

全員挙手です。よって、本件は、承認することに決定いたします。

報告事項No. 5 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【落合教育長】

次に、報告事項No. 5「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、庶務課担当課長からお願いします。

【森庶務課担当課長】

それでは、報告事項No. 5につきまして、御説明申し上げます。

ファイルナンバー06、報告事項No. 5をお開きください。

初めに、「1 臨時代理した事項」の（1）件名につきましては、「川崎市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」でございます。

次に、（2）内容のアにつきましては、川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正により、子育て部分休暇が新設されたことに伴い、当該休暇の申請手続等を定めるものでございます。

次に、内容のイにつきましては、職員の出張及び旅費に関する事務を処理するためのシステムの名称が変更されることに伴い、所要の整備を行うものでございます。

次に、（3）施行期日につきましては、令和7年4月1日としたものでございます。

次に「2 臨時代理を行った日」は、令和7年3月31日でございます。

次に「3 臨時代理を行った理由」といたしましては、川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例が令和7年4月1日に施行されることに伴い、同日までに訓令の規定を整備する必要がございましたことから、教育長が臨時に代理したものでございます。

報告事項No. 5の説明につきましては、以上でございます。

【落合教育長】

ただ今の報告について、何か御意見ございますでしょうか。

森川委員。

【森川委員】

御説明ありがとうございました。

この子育て部分休暇というのは、川崎市では御夫婦そろって教員の方が結構いらっしゃるのかねてからの願いだったと思います。利用される方、結構出るんじゃないかなと。お二人で、保育園のお迎えの時間を調整し合って、朝は送っていくから帰りは、みたいなことに使えると思いますので、これもどれぐらいの利用者の方がいらっしゃるか、これも働き方改革になると思いま

すので、教えていただけたらと思います。施行後に教えていただけたらと思います。お願いします。

【落合教育長】

ほかの委員の方、いかがですか。

芳川委員。

【芳川教育長職務代理者】

御報告ありがとうございます。

ちょっと1点、よく分からないので教えていただければと思います。4ページのところで、全部、介護休暇とか介護時間についてのものなのですが、削除した部分が、組合休暇という1文があるんですけれども、このことがよく分からなくて。すみません、教えてください。

【細見庶務課長】

組合休暇は、組合活動に参加するときの休暇なんですけど、これは項目をまとめたというような形なので、4から3番に、介護休暇、介護時間、組合休暇、ここにまとめた形になっていることとなります。

以上です。

【芳川教育長職務代理者】

分かりました。ありがとうございます。

【落合教育長】

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項No.5につきまして、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<了承>

【落合教育長】

全員挙手です。よって、本件は、承認することに決定いたします。

報告事項No.6 令和7年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の実施について

【落合教育長】

次に、報告事項No.6「令和7年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の実施について」の説明を、教職員人事課担当課長からお願いします。

【平山教職員人事課担当課長】

それでは、ファイルナンバー07、報告事項No.6のファイルを御覧ください。

「令和7年度実施 川崎市立学校教員採用候補者選考試験の実施について」御説明させていただきます。

この選考試験は、令和8年度又は令和9年度に採用予定の川崎市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教員採用候補者を選考するために実施するものでございます。

1、募集対象・募集人員を御覧ください。令和8年度採用予定は、表のとおり小学校区分は、230名程度です。

中学校・高等学校区分は各教科合わせて200名程度、全教科の募集をいたします。また、高等学校は、工業のうちの建設、機械、電気、情報の受験区分で若干名、商業で若干名、募集いたします。特別支援学校区分は20から25名、養護教諭区分は10から15名の募集となります。

2ページを御覧ください。

令和9年度採用予定として、「大学3年次在籍者推薦」を小学校区分で50名程度、社会、保健体育、英語を除く中学校・高等学校区分で15名程度、中学校・高等学校区分の英語で4名程度、募集いたします。

2、選考区分でございますが、(1)から(9)までのとおり、一般選考と特別選考があり、特別選考につきましては1から8の八つございます。

3、受験案内・パンフレットの配布でございますが、3月19日より、市内の区役所・支所・出張所、行政サービスコーナー等で配布するとともに、市ホームページに掲載しております。

4、受付期間でございますが、4月4日から5月15日までといたします。

3ページを御覧ください。

5、第1次試験は、7月6日に実施いたします。今年度も川崎会場、愛知会場、兵庫会場、宮城会場で実施予定です。

第1次試験結果発表でございますが、7月25日に受験者全員に通知するとともに、市ホームページに掲載いたします。

第2次試験でございますが、実技試験は8月5日、面接試験は8月7日から8月20日までの期間で実施いたします。会場は川崎市立小杉小学校、上丸子小学校及び教育会館を予定しております。

第2次試験結果発表でございますが、9月19日に受験者全員に文書で発送するとともに、本市ホームページに掲載いたします。

最後に、今年度からの主な変更点についてです。

(1) 中学校・高等学校「英語」第1次試験のリスニングを廃止し、地方会場で受験できるようにしました。

二つ目としまして、特別選考1の要件を拡大し、私立学校の正規教員を対象としました。

そのほかは、今年度、以下に並んでおります七つによりまして、合わせて七つの変更点がございます。

今年度も子どもたちに寄り添い、子どもの思いや願いを受け止め、子どもに意欲と感動を生み出していくような、教員としての適性ある人材の採用に努めてまいります。

以上でございます。

【落合教育長】

採用試験の実施について説明がございましたが、何か御意見等はございますでしょうか。
西井委員。

【西井委員】

ありがとうございます。

今年度もしっかりとよろしく願いいたします。

とりわけ、地方の試験会場というのが、昨年も広報をいろいろ力を入れていただいたと思いますけれども、いわゆる募集の告知というのは、いわゆる川崎市のホームページをしっかりと見にきてくださいと、そういうふうなことになるわけですね。若干、気になりますのが、ホームページに書いているから見にきてちょうだいというのは受け身の姿勢で、むしろ、やはり、広く、全４７都道府県にこれを募集という内容の発想がいいんじゃないか、必要なんじゃないかなというふうに思っております。というのは、実施試験をされる会場そのものが地方の中核都市で、先ほどの請願のときに、仙台市との比較がありましたけれども、これはみんな、仙台に集まっているんですよ。東北６県のメンバーが。だから来るのが当たり前。川崎の条件は違って、隣に東京があって横浜があるから、奪い合いなんですよ。小学校も中学校も、公立の場合の閉校って、いわゆる閉じられている、要員不足で学校がなくなっているところって、多分、この数年で５００校を超えていると思うんですよ。統廃合されているから。逆に言うと、そういうところに住んでいらっちゃって、先生になりたいと思っている人たちは、やっぱり自分たちの中でどういうふうにしようか悩んでいるところもあると思うので、そういう人たちにやっぱりアプローチをして、川崎がチャンスがあるよということを訴求していかないと、ここの受験場所に来てくれない。それはぜひ、もう募集期間が始まっていますけど、考えてほしいというふうに思います。

【落合教育長】

現時点でお考えとかございますか。

【平山教職員人事課担当課長】

ありがとうございます。

今回、今まさに大学のほうに説明に回っているところですけども、全国の大学に川崎市の採用説明会に来てほしいところを募集して、全国各地、なるべく多くの場所に行って、説明会のほうで川崎市の採用試験について説明させていただいているところでございますが、引き続き継続して、全国各地に川崎のよさをアピールしていきたいというふうに思っております。

【落合教育長】

よろしいでしょうか。

ほかの委員の方はいかがですか。よろしいですか。

はい。ありがとうございます。

それでは、報告事項Ｎｏ．６は終了といたします。

9 議事事項Ⅰ

議案第1号 令和8年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問について

【落合教育長】

続いて、議事事項に入ります。議事事項Ⅰですね。

議案第1号「令和8年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問について」の説明を、指導課長からお願いします。

【新田指導課長】

では、議案第1号令和8年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問について御説明させていただきます。それでは、ファイルナンバー08、議案第1号の1ページを御覧ください。

初めに、令和8年度川崎市使用教科用図書採択方針について御説明いたします。

1の「目的」でございますが、本市学校教育の充実に最も適した教科用図書を採択するとともに、その手続の公正かつ適正を期すため、令和8年度川崎市使用教科用図書採択方針を定めるものでございます。

次に、2の「採択の基本的な考え方」、(1)、採択の権限でございますが、教科書そのほかの教材の取扱いに関することについては、教育委員会の職務権限とされているところでございます。

2ページを御覧ください。

次に、(2)、採択する教科用図書でございますが、今年度につきましては、令和8年度に使用する教科用図書を、教科書目録に登載された教科用図書のうちから採択いたします。なお、「学校教育法附則第9条」に規定する特別支援学校、特別支援学級等におきましては、教科書目録に登載された教科用図書以外の教科用図書も使用できるとされております。

次に、(3)、教科用図書の調査審議でございますが、教科書目録に登載された教科用図書について、調査審議の観点に基づき、十分に行うものいたします。

次に、(4)、採択の透明化でございますが、採択方針及び採択等は公開し、採択の透明化に努めてまいります。

次に、(5)、静ひつな採択環境の確保でございますが、採択を公正かつ適正に行うため、静ひつな採択環境を確保いたします。

次に、(6)、採択地区でございますが、小学校及び中学校における採択地区は、1地区といたします。

3ページを御覧ください。

川崎高等学校附属中学校及び高等学校は学校ごとに、特別支援学校及び特別支援学級は一括で採択を行います。

次に、(7)、採択時期でございますが、8月31日までにを行うものいたします。

4ページを御覧ください。

3の「教科用図書の調査審議」の(1)、教科用図書選定審議会でございますが、川崎市教科用図書選定審議会を設置し、教育委員会は、審議会に対し、教科用図書の調査審議について諮問いたします。

審議会は、次の（２）から（４）までに掲げる調査研究会等からの報告を参考に調査審議し、審議結果を教育委員会へ答申いたします。

次に、（５）、調査審議の観点でございますが、ア、学習指導要領との関連、イ、編集の趣旨と工夫、ウ、内容、５ページにお進みいただき、エ、構成・分量・装丁、オ、表記・表現の五つの観点から検討して、最も適切と思われるものを採択いたします。

次に、４の「教科用図書の採択手順」でございますが、初めに、（１）の小学校で使用する教科用図書、（２）の中学校及び川崎高等学校附属中学校で使用する教科用図書につきましては、現在使用している教科用図書と同一のものを採択いたします。

（３）の高等学校で使用する教科用図書、１枚おめくりいただき、６ページの（４）の特別支援学校等で使用する教科用図書につきましては、法令上の具体的な定めはございませんが、毎年採択を行うこととしておりまして、８ページ、９ページのフロー図①、②のとおり行うこといたします。

恐れ入りますが、７ページにお戻りください。

５の「教科用図書展示会」でございますが、本年６月６日から７月３０日までの期間におきまして、お示しの８か所で実施いたします。

８ページから９ページにつきましては、先ほど申し上げましたが、フロー図となります。

審議会では調査研究等の報告を参考に審議し、その審議結果を教育委員会へ答申いたしまして、教育委員会において、毎年、教科用図書を採択していただいております。

１０ページを御覧ください。

今後のスケジュールでございます。

次に、１１ページを御覧ください。

「令和８年度使用教科用図書の選定に係る諮問について」でございます。諮問内容は記載のとおりでございます。

次に１２ページを御覧ください。

本議案を御承認いただけましたら、川崎市教科用図書選定審議会に諮問し、手続を進めてまいります。

また、１３ページから１５ページまでには、教科用図書選定審議会の設置根拠でございます「川崎市附属機関設置条例」を掲載しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【落合教育長】

では議案第１号について、何か御意見等ございますでしょうか。

坂口委員。

【坂口委員】

ありがとうございます。

教科書をどのように選定しているのか、全然ちょっと知らないのですが、１点だけ教えていただきたいんですが、実際に使われる先生方の意見がどれぐらい反映される、そういうシステムになっているかです。教科用図書選定審議会にももちろん入っていらっしゃるんだと思うんですが、同時に校内調査という言葉もありました。使われる先生方の意見はどの辺りで反映されることになる

んでしょうか。

【落合教育長】

はい。お願いします。

【新田指導課長】

資料の8ページのフロー図の、こちら高等学校の教科用図書の採択手順でございますが、そちらを御覧いただきまして、まず左側のほうに①、②、③とございますが、教育委員会から諮問として、校内調査研究会、選定審議会のほうに諮問いたします。各校の調査研究会、こちらの中で、高校だと専門科の先生ということになりますけども、教科ごと全ての教員を構成委員としまして、教科用図書の採択の観点の作成選定、こういう観点で採択しますということをやりますよと各学校のほうで作り上げていきます。そちらについて、またこれが右側のほう、③のほうに戻っていただきますけれども、調査研究会、各高等学校の全日制・定時制課程で教科ごとに選定された調査研究員、こちらのほうで内容を調査研究いたします。そちらの両方から、また校内採択候補検討委員会が、学校としてこの教科書を採択したいというようなことを、学校長を長として取りまとめする形になります。

こちらを、教科用図書選定審議会、こちらのほうに採択候補一覧表を提出しまして、その選定審議会のほうで、また内容について確認して、審議をして、その結果を答申させていただくという流れになります。

以上でございます。

【落合教育長】

よろしいですか。

【坂口委員】

これぐらい段階を経るというのは分かったんですが、採択候補一覧というのは、かなりの数が候補として挙がるのか、それとも、事実上、一つの候補で、次点ぐらい、二つぐらいの候補が挙がるのか、どんな仕組みになっているのか教えてください。すみません。その年によるのだったら、それでも大丈夫です。

【鈴木カリキュラムセンター担当課長】

各校内調査研究会の中では三つ程度候補を挙げて、最終的に調査研究委員会を通した校内採択委員会の一覧では、一つにまとめたものを、選定審議会のほうに諮っていくというような形になります。

【坂口委員】

分かりました。ありがとうございます。

【落合教育長】

ありがとうございます。

西井委員。

【西井委員】

昨年、中学校の教科書を、全く、中学校卒業以来初めて読んだので、その中で、今の御質問のところか非常に不安でありまして、今日は一応全部ルールにのっとったものなので、これはこのとおり進められるんでしょうけども、実際プロセスの中で、どういうふうな観点で教科書を選定してほしいと思っているかという現場の声が、あるいは、校長先生はこういうふうに言っている、保護者の方々はこういうふうに言っている、そういう論点がかなり整理されたものが、昨年の中学校のケースで言うと、7月の終わりぐらいですかね、もうちょっと早くもらってあれば、僕も全部読まなくて済んだなというのが、本当に大変だったんですけど。そういう面で、ちょっとかみ砕いたスケジュールというような、情報共有という観点で、教育委員のほうにいただけると、後が楽になるというか。非常にプロセスを大事にしていらっしゃって、重要なことなので、こういうものがかちっとまとまってからしか出てこないというのが、ちょっと非常に、私も夏休みを取りたいなみたいなそういう感じ。冗談ですけど。かみ砕いた情報共有をよろしくお願いします。

【落合教育長】

情報共有の要望も出ましたので、よろしくお願いいたします。

ほか、委員の方、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第1号につきましては、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<承認>

【落合教育長】

全員挙手です。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

議案第2号 令和8年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について

【落合教育長】

次に、議案第2号「令和8年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について」の説明を、指導課担当課長からお願いします。

【山本指導課担当課長】

それでは、議案第2号の「令和8年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱」について御説明させていただきます。

本要綱は、令和7年度に実施する川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜の志願資格、学力検査の期日等を定めたものでございます。初めに概要を御説明いたしますので、ファイルナンバ

ー09-2、議案第2号資料のファイルを開き、「令和8年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜の概要」を御覧ください。

1、募集の区分でございますが、一般募集において共通選抜と定通分割選抜を実施し、特別募集で在県外国人特別募集を実施しております。対象校や課程については、それぞれ表に記載のとおりとしています。

次に、2、志願資格でございますが、初めに、通学区域につきましては、全日制及び定時制課程の普通科は川崎市内、全日制及び定時制課程の専門学科は神奈川県内としております。次に、就学の規制につきましては、全日制課程の普通科では、本人及び保護者が市内に在住すること、専門学科では、県内に在住することとしており、定時制課程の普通科では、本人が市内に在住又は在勤すること、専門学科では、県内に在住または在勤することとしております。

また、就学の特例として、全日制及び定時制課程の普通科では、川崎市外であっても県内在住者は志願することができるものとし、この場合において入学許可数は、募集定員の8%以内としております。

次に、3、選抜のための検査でございますが、全日制課程では、原則として5教科の学力検査を、昼間部を含む定時制及び定時制課程の定通分割選抜では、3教科の学力検査を実施し、加えて、各校の必要に応じて特色検査を実施することができるものとしております。

募集期間、学力検査の実施及び合格発表の期日につきましては、表に記載のとおりです。

なお、参考資料として、2ページ及び3ページに「令和8年度入学選抜における川崎市立高等学校の募集形態」を、4ページに「川崎市立高等学校の通学区域に関する規則（抜粋）」を添付しておりますので、併せて御確認ください。

続いて、議案について御説明いたします。ファイルナンバー09-1、議案第2号のファイルを御覧ください。

ただいま概要を説明しました「令和8年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱」でございます。本要綱に基づき、令和8年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜を行ってまいります。教育委員会での可決後に市ウェブサイト等で周知してまいります。

なお、募集定員につきましては、本年10月の教育委員会で改めてお諮りする予定です。

説明につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【落合教育長】

議案第2号について説明がありましたが、何か御意見等ございますでしょうか。

西井委員。

【西井委員】

御説明ありがとうございます。

資料の1ページのところで、ちょっと見方がよく分からなかったところがあって、志願資格の項ですけども、例えば全日制的川崎市内、普通科ですと、在住とあって、就学の特例のところ、県内在住者（市外）の入学許可数はおおむね8%以内とありますけど、左側のほうでは、川崎市内の在住となっていて、県外の資格は専門学科だけだというふうに、この表では読み取れるんですけど、右側の就学の特例のところは、上のほうに欄に8%以内と書かれているのは、しかも、神奈川県内の対象になっている専門学科、横棒が引いてあるんですけど、これはどういうふうに

理解すればいいですか。

【山本指導課担当課長】

お答えします。普通科に関しましては、川崎市外は募集定員の8%以内という規定がありますが、専門学科に関しては、県内在住の受検者であれば、制限はないということでございます。

【西井委員】

そういうことか。すみません、ありがとうございます。ということは、普通科を川崎市内で受けようとするんだけど、8%以内は認めるということですね。分かりました。ありがとうございます。

【落合教育長】

ほかはいかがでしょうか。坂口委員。

【坂口委員】

ありがとうございます。

川崎市の高等学校の特別募集、在県外国人等特別募集、この枠が大変貴重であるということを一言添えさせてください。

私、大学のほうで難民ルーツの子どもたち、難民として滞在している小中高校生の学習支援事業というのを、10年ぐらい本学で取り組んでいるのですが、その代表を務めています。難民認定を、難民認定申請中だったりとか、第三国定住で、ここに親の状況に左右されてやってきた子どもたち、ここの枠を目指して、小学校から、夏休み、春休み、例えば本学にきた例では、NPOの支援を受けて勉強しています。残念ながら、入って本当に卒業していくのは非常に困難で、これも非常によく存じ上げていますし、こうやって枠があっても、定員を満たすほどの、私たちも学習支援をしているんですけど、皆さんここに受検できるまでに引き上げることがなかなか難しいという状況が毎年あるのも存じ上げています。ただ、ここを経て、大学進学ですね。UNHCRの枠を受けて大学進学を目指す子どもたちも出てきている。その意味では、非常に難しい選択だと思うんですが、この川崎市の、川崎高校ですね。大変貴重なので、ぜひ、今回ちゃんと載っていてよかったなと思うんですが、これからですね、難民としてやってくる皆さんが減るということはちょっと思えない、そういう状況なので、これはもう川崎のすばらしいダイバーシティの取組だと思いますので、ぜひ、維持していただきたいなと思って、一言添えます。

以上です。

【落合教育長】

ありがとうございます。

特別募集のところですよ。ありがとうございます。

ほか、野村委員、お願いします。

【野村委員】

御説明ありがとうございます。

私、この募集要綱が来るたびに、毎年申し上げている気がするんですけども、例えば9-1のファイルの4ページ、(5)に、障害等のある志願者に係る選抜のための検査方法に関し必要な事項は、「教育長が別に定める」というふうな記述がありますが、この別に定めたものというのは、こういった内容であるのかというのは、どこで見ることができるでしょうか。

【山本指導課担当課長】

基本的には個別の対応になっておりまして、一つ一つの手続をお諮りして、定めているということなんです。

【野村委員】

ということは、受検前に個別に問合せをしなければいけないということになりますよね。大学の入試の共通テストなんかですと、実際に合理的配慮を求める内容を申請すれば、その配慮を求めた者が許可されるかどうかということも含めた結果を踏まえて、自分はどういう配慮を持って試験を受けるのかというのを、本番までに心を落ち着けて準備することができる仕組みになっています。それぞれ、個別に問題が違うということはあるとは思いますが、一方で、前例にどんなものがあつたのか分からない中で、個別に問合せをするというのは、逆にこのことを打ち明けたら、受検に不利になるのではないかという不安を抱えることになります。

開かれた入試制度であるためには、別に定めているものが何であるのかというのを公開してほしいというのを、私、毎年毎年ここでお願いしてきました。今年度は期待していたんですけども、別に定める、やはり個別で問合せしなければならないのかという、非常に残念な気持ちでおります。どうか、私、任期が今年までですので、これに触れられる機会というのはもう数少ないと思うんですけども、別に定める、じゃあ問合せをするというのは、本当にインクルーシブなシステムなのかどうか。誰もが受けやすいためには、事前にどんな手続を前もってすればいいのかが分かるようにしていないと、例えば大学入試のほうだったら、現実的にどういう配慮を学校で受けてきたかという履歴がなくても、診断書だけで、例えば、配慮を受けられるということだったりとか、それぞれあるんですけども、この公立の入試の場合であれば、学校で配慮を実際に受けてきていなかったのに、突然、入試で配慮を求めることができないと言われる場合があったり、そうすると、じゃあ逆算的に、今いる在籍校で配慮を受けていないと、受検のときに不利になってしまう。親としては逆算して、子どもと相談して対策をしていかなければいけないので、情報というのは公開するようにしてほしいです。来年までにはお願いします。

【落合教育長】

別に定めるというところが不透明というところですね。

【野村委員】

不透明です。

【西井委員】

何か覆いかぶせるようで申し訳ないんですけど、何でできないんですか。なぜ事前に条件を公開できない。つまり、さっきの在県外国人等特別募集のところがこういうふうに書かれていて、

これは公表されているわけですね。それと何も変わらないと思うんだけど。これは難しいんですかね。

【塚野指導課指導主事】

先日もこちらのほうにお問合せがあった件で、耳のほうがすごく聞こえが難しいという方がいたときに、一番最初に我々として配慮ができることは、スピーカーの下に受検番号を変えて受検をさせる。それが難しければ別室でラジカセを使ってやる。その次ですと、イヤホン、二股イヤホンというんですけど、イヤホンをして、試験官も一緒に聞きながら、確認しながらイヤホンで聞く。それでも無理であれば、要は違う問題ですけれども、代替問題でやるという段階を踏まえてやっていくんですけれども、そのように一人ひとりに対してどこまで配慮してあげるのがベストなのかということが、個別にちょっと違いまして、裏を返すと、どこまでやってあげることが、教育的にその受検生のためによりよいことなのかという判断のときに、なるべく配慮をしていきたいというところと、安易にそちらのほうに流れてほしくないという中で、本人に見合った入試選抜方法の提示をして、各学校、特別支援学校も含めて、全て学校では説明をさせていただいております。事前に学校から問合せをいただくことになっておりますので、そちらで調整のほうをさせていただいております。

【落合教育長】

西井委員。

【西井委員】

ちょっとおっしゃっているところがよく分からなかったんですけど、今の入試の時点での配慮すべきポイントは、それぞれ個別なのでということなんですけど、さっきの野村委員の言ったことというのは、どのような条件が課せられているんですか。どういうプロセスを踏んでくれば、川崎高校の、川崎市立高校の受検に耐えられるんですかという情報を整理したものを公開しておいて、これに該当しないところは個別に、例えば、こちらに御相談くださいということが、受検者じゃなくて、受検というのは、別にその年にどんと決めてやるわけじゃないですよ。ずっと準備してきてやるわけだから、そういうところは公開しておいたほうがいいんじゃないかというふうに思うので。何か工夫のしようが幾らでもあるような気がするんですけど。何かそれを怖がるというか、嫌がるというか、その理由が全然よく分からなかったんですね。ごめんなさいね。ちょっとそういうふうに感じを受けたので。はい、分かりましたと、さっき言いましたが、本当にやりなさいよ。

【落合教育長】

野村委員。

【野村委員】

ありがとうございます。

今、例えば耳の不自由なお子さんに対する配慮の事例を教えてくださいましたけれども、例えばそういったメニューの用意があることすら、ここで見ただけでは分からないですよ。こうい

った段階によってはこういうメニューがある。過去にこういった事例があるということが公開されているだけでも、リスニングテストに不利でも、うちの子はもしかしたら受検するチャンスがあるのか、私はこの学校に行きたいと思っていて、リスニングテストが怖くて受検をためらっていたけれども、このメニューがあるんだっただらば、どれかに該当して配慮を受けられるかもしれないんだと、子どもたちも希望を持つことができます。だからこそ、情報を早めに公開してほしいと申し上げています。

御説明の中に、安易にそちらに流れてほしくないという言葉は、私はとても気になります。合理的配慮をいまだに甘えだどこかで捉えていたり、その子にとって有利になる、その子だけ有利になってしまう、特別扱いになってしまうんだというような偏見があるからこそ、そういった表現になってしまうのではないかなと恐れています。その子が同じスタートラインに立つために配慮があって、平等になるわけですから、決してその子の必要以上に助けをしてほしいというわけではないので、個別の判断において平等になるようにすればいいだけであって、情報を公開することがその子の特別扱いにならないと思いますから、むしろ不利だと思います。公開されていないのは。ですから、合理的配慮事項が必要な場合は、これくらい前もって、例えば相談してほしいとか、過去にこういった事例がありますから、該当される方はチャンスがありますよということが分かるような情報を、どうかどうか事前に御準備ください。お願いします。

【落合教育長】

様々なニーズがあるお子さん、御家庭に対して、どういう状況だったらどういう対応をしているという辺りは、少し明確になるようにという、そんな御意見だったかと思いますので、ちょっと預らせていただきたいと思います。

森川委員。

【森川委員】

すみません。今、3名の方がおっしゃった情報公開という意味で共通なんですけども、私は定時制の課程に関してなんですけども、ここの情報もぜひ公開していただきたい。これも先ほど坂口委員のおっしゃった、外国籍の子の話と似ていると思いますけど、不登校の子どもたちの未来がここにかかっていると思うんですね。不登校の子どもたちが高卒の資格を取れるかどうか、それは遡っていくと、小学校時代からの不登校の子どもを抱えている親御さんの希望にもなると思うんですよ。決して甘やかすわけではなく、いろいろな事情で学校に行けなくて、何日間しか行けていないんだけどどうなんだろうかという相談を受けることがあります。なので、そんな学校があったのを知らなかったという話も聞くので、ここは、本当に日本は高卒の資格を取れるか取れないかが、その後の人生、すごく大きく左右すると、子どもたちを見ていて思います。高校へ行くのが当たり前の環境で、勉強を頑張ってきた方たちからは想像もつかないようなつらい過程が待っていると思います。なので、定時制というものがあって、これは川崎市の魅力の一つではないかと思っています。学びを諦めないということ、いつからでも学べる。たった3年が4年に延びるだけなので、長い人生、そんなことは大丈夫だよというのを、川崎市はどんどん出していただきたいので、こちらに関してもぜひ情報公開をよろしく願いいたします。

【落合教育長】

ありがとうございます。

坂口委員。

【坂口委員】

別の質問なのですが、変えてくださいというお願いではないです。募集要綱のほうの最後、9のイの（4）ですかね。海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者に係るものは教育長が別に定める、海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者というのは、これは帰国子女とかも含まれますか。永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする。中国からの引揚者とか、1970年代の話でしょうか、それとも現代までの。現在は、例えば帰国子女のような人のイメージでしょうか。

恐らく、以前は、旧植民地のところにいた方々が日本に永住するために、日本国籍をお持ちの方がやってきて、日本に帰国して、ただ育ちが中国だったり東南アジアだったりするという方々が想定されているとか思うんですが、そういう方々はあまりもういらっしゃらないんですが。でも同時に、海外育ちの方というのはたくさんいらっしゃって、日本国籍を持ちながら。そういう方をもし想定しているのであれば、もちろんそのままでいいんですが、その場合は、永住するためにという条件がいるのかどうかというのがちょっと気になっただけなんです。すみません。

【落合教育長】

ちょっとこの捉えが難しいですか。

【坂口委員】

大丈夫です。ただそろそろアップデートが必要な文言かもしれないなと思っただけなんです。

【山本指導課担当課長】

確認して後日お答えします。

【坂口委員】

はい。ありがとうございます。

【落合教育長】

なかなか時代が変わってきておりますので、そのままになっているのか、少しこの捉え、確認をこちらのほうでもさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

芳川委員、お願いします。

【芳川教育長職務代理者】

時間がたってしまって申し訳ないんですけれども。多分、いろんな話を総合的に起因となったのは、教育長が別に定めるという文言なのかなとちょっと思っていて。そこは別に何かがあって、それはもう既に、既に文書になっていてというイメージを持ってしまうんですよね。でも、今、事例で話されると、実は個別的に考えて対応しますよというところで、何か文言と実は中身が違っている部分が出てきているような気がしますので、その別に定めるというのが幾つか出ている

んですけれども、例えば、一般の募集で自然災害があったとき、別に定めるというのはイメージできるんですが、何か先の4番、5番を別に定めることがイメージできないので、ちょっとそこは文言を少し変えたりとか、あるいは問合せくださいとかいうふうにすると違うのかなというふうに思いました。

以上です。

【落合教育長】

ありがとうございます。参考になる御意見かと思しますので、別に定めていないのであれば、別に定めるという文言ではなく、個別に対応するとか、お問合せくださいという、その実情に合わせた表現という辺りも、ちょっと検討していただきたいと思います。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

多数意見をいただき、少しこの文言等も少し検討しなきゃいけないところがあるんですが、この議案第2号につきまして、ほぼこの原案のとおり決する、ちょっと検討しなきゃいけないところ、確認するところがあるんですけど、基本、原案のとおりというところで、賛成の委員の挙手を願いたいんですが、いかがでしょうか。

【各委員】

<承認>

【落合教育長】

全員挙手です。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

傍聴人の方に申し上げます。

これからは、非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づき、傍聴人の方は御退室くださるようお願いいたします。

<以下、非公開>

10 報告事項Ⅱ

報告事項No. 7 教育委員会関係訴訟案件について

森庶務課担当課長が説明した。

報告事項No. 7は終了した。

報告事項No. 8 「次期かわさき教育プランに向けた考え方」（素案）について

【落合教育長】

次に、報告事項No. 8 「次期かわさき教育プランに向けた考え方」（素案）について」の説明を、教育政策室担当課長からお願いします。

【堅月教育政策担当課長】

それでは、報告事項No. 8「次期かわさき教育プランに向けた考え方（素案）について」御説明いたしますので、ファイルナンバー11、報告事項No. 8を御覧ください。

本「考え方」は、次期かわさき教育プランの策定に向けて、本年5月の公表を予定しており、本日は、素案として報告するものでございます。

2ページをお開きください。

目次でございますが、三つの章と「参考資料」で構成しております。

3ページをお開きください。

「第1章 はじめに」でございます。

現在の第2次教育プランの概要と、次のページをお開きいただきまして、「策定の趣旨」を記載しております。

5ページをお開きください。

「第2章 第2次計画期間における取組成果と今後の課題」でございます。

本章では、第2次教育プランの八つの基本政策ごとに、政策目標、事務事業の構成、主な取組成果、今後の課題をまとめております。

初めに、基本政策Ⅰ「人間としての在り方生き方の軸をつくる」でございます。政策目標、事務事業の構成は記載のとおりでございまして、以下の基本政策でも説明は省略させていただきます。

6ページをお開きください。

主な取組成果でございますが、2ポチ目、平成28年度から「キャリア在り方生き方教育」の実践を開始し、4ポチ目、市制100周年記念事業「学校e～ね★サミット」をキャリア在り方生き方教育に位置づけ、全校で取り組むなどしてまいりました。

7ページをお開きください。

今後の課題でございますが、1ポチ目、児童生徒の将来に関する意識に対する質問への肯定的回答割合が全国平均を下回っている状況であり、引き続き取組を推進していく必要があることなどの課題がございます。

8ページをお開きください。

基本政策Ⅱ「学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす」でございます。

10ページをお開きください。

主な取組成果でございますが、2ポチ目、市学習状況調査の対象者を市立小・中学校等の6学年に拡充し、そのデータを活用したこと、4ポチ目、全ての中学校で完全給食を実施したこと、5ポチ目、「かわさきGIGAスクール構想」の推進などに取り組んでまいりました。

11ページをお開きください。

今後の課題でございますが、3ポチ目、「かわさきGIGAスクール構想」の推進とともに、教育データを利活用しながら、一人ひとりの理解度等に合わせた学習改善やエビデンスベースによる教員の指導改善に向けた取組を進めていく必要があること、次のページに参りまして、2ポチ目、体力合計点は、全国平均を下回っていることから、児童生徒の体力向上に向けた取組の推進が求められていることなどの課題がございます。

13ページをお開きください。

基本政策Ⅲ「一人ひとりの教育的ニーズに対応する」でございます。

14ページをお開きください。

主な取組成果でございますが、2ポチ目、田島支援学校を本市の医療的ケアの拠点校と位置づけ、地域の小・中学校等とともに看護師を配置したことや、3ポチ目、支援教育コーディネーターを全ての小・中学校に配置したこと、4ポチ目、「不登校対策の充実に向けた指針」の策定などに取り組んでまいりました。

15ページをお開きください。

今後の課題でございますが、1ポチ目、障害のある児童生徒一人ひとりの自立や社会参加に向けた取組を推進することや、2ポチ目、総合的な不登校対策の取組の推進を進める必要があることなどの課題がございます。

16ページを御覧ください。

基本政策Ⅳ「良好な教育環境を整備する」でございます。

17ページをお開きください。

主な取組成果でございますが、3ポチ目、トイレ快適化については令和4年度までに全校完了したこと、4ポチ目、児童数の増加に対応するため、小杉小学校、新小倉小学校を開校し、良好な教育環境の維持を図るなどしてまいりました。

18ページをお開きください。

今後の課題でございますが、2ポチ目、熱中症対策の必要性や災害の発生状況等を踏まえ、体育館等における空調設備の整備に向けた取組を進める必要があることなどの課題がございます。

19ページをお開きください。

基本政策Ⅴ「学校の教育力を強化する」でございます。

20ページをお開きください。

主な取組成果でございますが、2ポチ目、「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」を策定し、教職員の負担を軽減し、教職員一人ひとりの働き方に関する意識改革に向けた取組を推進したこと、5ポチ目、教員採用試験において、大学3年生を対象とした試験制度の導入や大学推薦の対象者の拡大などに取り組んでまいりました。

21ページをお開きください。

今後の課題でございますが、1ポチ目、「人材確保策の強化」と、教員が働きやすい「環境改善」を両輪で進めていく必要があることや、2ポチ目、教員が働きやすい仕組みづくりや環境整備を進めていく必要があることなどの課題がございます。

22ページをお開きください。

基本政策Ⅵ「家庭・地域の教育力を高める」でございます。

23ページをお開きください。

主な取組成果でございますが、2ポチ目、地域と子どもたちが交流できる地域の寺子屋を平成26年度にスタートさせたこと、4ポチ目、「学校を核とした地域づくり」などに取り組んでまいりました。

24ページを御覧ください。

今後の課題でございますが、1ポチ目、多様な市民がそれぞれの強みを生かして学び合うことが、ますます重要になっており、家庭教育と地域教育が学校教育とも連携しながら、学びの輪を広げていく必要があることなどの課題がございます。

25ページをお開きください。

基本政策Ⅶ「いきいきと学び、活動するための環境をつくる」でございます。

26ページをお開きください。

主な取組成果でございますが、2ポチ目、市民館・図書館の新たな管理運営手法として、令和7年4月から中原市民館等において指定管理者による運営を開始したこと、4ポチ目、多くの市民が学校施設を活用できるよう、令和7年4月から全校で予約システム及びスマートロックによる運用の開始などに取り組んでまいりました。

27ページをお開きください。

今後の課題でございますが、1ポチ目、市民が学びにより得た知識や経験等を身近な地域で生かせるよう、効果的なグループ育成や活動支援の方策を検討するとともに、個人の学びの成果を地域に還元する取組を推進していく必要があることなどの課題がございます。

28ページをお開きください。

基本政策Ⅷ「文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める」でございます。

29ページをお開きください。

主な取組成果でございますが、2ポチ目、橘樹官衙遺跡群を市民共有の財産として将来にわたり保存・活用していくため、全国で初めて飛鳥時代の倉庫を復元した「橘樹歴史公園」をオープンしたことや、3ポチ目、「川崎市地域文化財顕彰制度」を創設し、市民とともに地域の文化財の掘り起こしなどに取り組んでまいりました。

30ページをお開きください。

今後の課題でございますが、3ポチ目、地域人材と協働して文化財の保存・活用を推進し、文化財を市民共通の財産として次世代へ伝える取組を進めることなどの課題がございます。

31ページをお開きください。

「第3章 次期プラン策定に向けた考え方」でございます。

1、「基本的な考え方」についてですが、今後の本市の教育においては、市民一人ひとりが学びの主役、学びの主体となって、自らの学びを自分事として捉え直すことが大切になり、そのため、次期プランでは、川崎の教育が目指す方向性を今まで以上に分かりやすく示し、全ての市民と共有しながら取組を進めていくこと、また、総合計画との整合を図りながら、全体構成を再検討していくこととしております。

次期プランの位置づけ、対象分野、計画期間は記載のとおりでございます。

32ページをお開きください。

構成でございますが、「構成イメージ」のとおり、本市の教育が目指すものをオレンジ色の「めざすもの」と「みんなと共有したい価値観」として整理し、12年間を通じて掲げてまいります。

具体的な施策等は、水色の「実施計画」とし、事務事業を体系的・網羅的に位置づけるとともに、重点的に取り組む重要なテーマを青色の「Key Project」として、実施計画から必要な事業を位置づけ直し、4年ごとに見直してまいります。

33ページをお開きください。

2、「めざすもの」と「みんなと共有したい価値観」についてでございますが、図のとおり、「めざすもの」は、川崎の教育が目指すもの、「みんなと共有したい価値観」は、「めざすもの」の実現に向けて、市民の皆様と共有したい価値観とするものでございます。

34ページをお開きください。

「めざすもの」でございますが、「人づくり」「社会づくり」の思いを込め、「一人ひとりが輝き、共に未来をつくる」といたしました。

これは、川崎の教育は、今この瞬間から一人ひとりの個性を大切にし、生きがいのある人生を自分らしく送ることで輝くことができる人を育て、様々な立場や考えの人たちと協働して持続可能な社会を作り出していくことを目指していくという意味を持たせており、どこにいても心の拠り所として「川崎」があるよう、本市の教育の灯台として掲げるものでございます。

35ページをお開きください。

「みんなと共有したい価値観」でございますが、前文と三つの価値観から構成しております。前文では、市民は、学びの主役であり、パートナーであることから、価値観を共有し、川崎らしい人づくり・社会づくりを進めていく合言葉であると説明した上で、「一步、踏み出す」はチャレンジすることの大切さ、「自分の幸せ みんなの豊かさ」はウェルビーイング、「多様性を可能性へ」はダイバーシティを表すものとして整理し、個人から市全体へ視点が広がるよう配列しております。

36ページをお開きください。

3、「実施計画について」でございますが、青色の三角のとおり、次期プランでは、「川崎市総合計画第4期実施計画」との整合を図って構成等の整理や見直しなどを行ってまいります。

37ページをお開きください。

4、「Key Projectについて」でございますが、今後の本市の教育において特に重要となるテーマを明確にし、その推進に当たっては、横断的に取り組んでいくことが必要と考えることから、「めざすもの」の実現に向けて市民の皆様の理解を得ながら、重点的に取り組む重要なテーマを「Key Project」として新たに位置づけるものでございます。

「Key Project」の候補は、四つあり、次ページ以降で説明してまいります。

38ページをお開きください。

Project 1「社会参画に向けた資質・能力を育成する探究的な学びの充実」でございます。

変化が激しく将来の予測が困難な時代を自らの力で生き抜いていくためには、「自分たちで考え、解決していく学び」が重要であることから、地域・社会への参画を通して、資質・能力を育成する探求的な学びを、全ての市立学校で実践できるよう検討してまいります。

右側ですが、①小中9年間を通じた総合的な学習の時間など、3項目を検討の視点としております。

39ページをお開きください。

Project 2「学校、関係機関などの組織等の枠を越えた連携による切れ目ない支援」でございます。

特別支援学校・学級の在籍者、不登校児童生徒などは増加しており、一人ひとりに合った支援を行うためには、学校だけで対応することは困難な状況となっております。

そのため、異校種間の縦の連携や、保健・医療・福祉との横の連携をより一層強化し、組織等の枠を越えた支援体制を整備することで、切れ目のない支援の充実に向けて検討してまいります。

右側ですが、①児童生徒の発達段階等に応じた切れ目のない支援など、3項目を検討の視点としております。

40ページをお開きください。

P r o j e c t 3 「教職員の働き方・仕事の進め方改革の取組」でございます。

これまで「働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づいた取組を進めてきましたが、時間外在校等時間の上限を超えて働いている教員の割合は依然として高い状況にあります。

更なる取組の推進に向け、働く環境の改善を進めるための仕組みづくりを検討してまいります。

右側ですが、①教育課程の編制による創造的な余白づくりなど4項目を検討の視点としております。

41ページをお開きください。

P r o j e c t 4 「生涯を通じた「学び」と「学び合い」社会の実現」でございます。

生涯を通じて学ぶこと、ウェルビーイング社会の実現が期待されており、市域全体での「学び」の場づくりや、地域での教育活動を一層進めることで、より幅広い市民が学び、互いに学び合いながら、緩やかなつながりが広がるよう検討してまいります。

右側ですが、①生涯学習環境の充実による「学び」の推進など3項目を検討の視点としております。

42ページをお開きください。

5、「策定体制及び策定スケジュール」でございます。「みんなでつくる教育プラン」となるよう、市民の皆様から様々な場面を通じて御意見をいただくなどしながら、策定作業を進め、令和7年度中の策定を目指してまいります。

43ページ以降は、参考資料を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

説明は以上でございます。

【落合教育長】

ありがとうございます。

盛りだくさんでしたが、資料の確認をしていただきたいと思います。とりあえず第2章では、第2次計画期間の取組と成果についてまとめられていて、次期かわさき教育プランに向けた考え方という、基本的な考え方のところにつきましては、第3章、そこで基本的な考えとか、目指すもの、みんなと共有したい価値観、「K e y P r o j e c t」四つなど、そういった説明がされたかと思うんですけど。何かこの説明を聞いて御意見等ございましたら、お願いいたします。

西井委員、お願いします。

【西井委員】

ありがとうございます。

この今日まとめていただくに当たっては、何度かに分けて考え方をお示しいただきながら議論をし、意見をすり合わせていただいたと、このように思います。

ここから先、令和7年度のところで、実際にこれを形のあるプランにしていくという段階だなというふうに思うんですけども、やはり川崎市という単位で考えるというのは、やはりかなり大きいテーマになるので、基本理念としてこういうものを遂行しながら、実際の計画を進めていく中では、生涯学習ということと、それから学校という集団と、それからその地域との関係をどう構築するかという観点で、やっぱりネットワーキングを具体化、見える化していく必要があると思うんですよね。したがって、ここからこれを落とし込んでいくときに、ぜひ、地域教育、地域

の支援をされている方々や、生涯学習に取り組まれている方、あるいはこの文章にもありましたけども、幼児教育のところを組んでいらっしゃる方なんかの意見も踏まえながら、それを、例えば七つのこのカラーになるのか、あるいはもうちょっと特徴があるのか分かりませんが、そういう区分に落とし込んでいくというプロセスを、意見で吸い上げていただくというところが重要なというふうに感じております。

【堅月教育政策担当課長】

一旦、この考え方を5月に議会の文教委員会のほうで報告をさせていただいた後、地域の方々とも、この考え方を説明しながら御意見を頂戴するなど、やり取りをしていきたいというふうに思っております。その中でPTAの皆さんであったり、地域で活動している方々であったり、社会教育側の団体、社会教育委員会議の皆さんなどもいらっしゃいますので、そういった方々との意見交換をしながら、地域の実情なんかをプランのほうに反映していけたらなというふうに思っております。

当然のことながら、学校であったり先生方にも御意見を聞く場というのも併せて作っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

【落合教育長】

幅広く意見を吸い上げていくということですね。

芳川委員、お願いします。

【芳川教育長職務代理者】

すみません。本当にきれいに整理していただきまして、どんどん分かりやすくなってきたなというふうに思っております。

今回の資料を読みながら、気になったところが2点あって、1点がちょっと大きくて、2点はちょっと小さいんですけども。

例えば今日見せていただいた資料の中で、24ページのところ、これは第2次計画についての成果のところなんですけど、その一つ目のポチですね。家庭教育と地域教育が学校教育とともに連携しながら学びの場を広げていく必要があるという課題を提示しているんですが、実は、その後の、今度の新しい次期プラン策定の中で、家庭教育が一言も取り上げられていないように見受けています。対象は当然そうなんですけれども、31ページのところでは、学校教育と、そして社会教育というふうにしているのは、教育プランですから分かりますが、そうすると、第2期のいわゆる家庭教育の部分はどうしたらいいのか。逆に市民という言葉がいっぱい出ているんですが、保護者はどういう形でこのプランに参加していただけるのかとか、確かに、ずっと後になっていけば、具体的な事業であったりとかいうのは出てくるかと思うんですけども、家庭教育はどう位置付けていくのか。何か、私としては文言が欲しいなというのが、一つ、思いました。何か検討していただければなというふうに思います。

あと、もう1点、ちょっと小さめのは、39ページですね。「Key Project」のところで、非常に面白く読ませていただきましたけれども、ちょっと分かりにくいのは、切れ目のない支援のところ、左側、いろんな、ダイバーシティとかインクルージョンの中で、一つの学校

だけで対応することは困難という表現。ということは、複数の学校に私たち行っていいのかとかね、どうつなげていくんだろうか。一つの学校という表現ではないんじゃないかなと。つまり多数の学びの場であったりとか、学校は多分、地域でいうとまずは一つしか行くことはできないでしょうし、何かここの表現がちょっと分かりにくいので、どうイメージしたらいいか分からないというふうに。下のほうに行くと、異校種の縦の連携というふうに書いていて、すぐ保健、医療、福祉の専門機関になってしまっているの、ちょっと飛躍があるような気がして、分かりづらいので、何か少し考えていただければと思いました。

以上です。

【落合教育長】

ありがとうございました。2点でしたよね。

【堅月教育政策担当課長】

まず最初の家庭教育の位置付けですけれども、ちょっと、まさにそういったところは重要なことだと思っておりますが、確かにここの表現上、家庭教育という言葉は入っていませんが、位置付けていかなければいけない部分だと思いますので、そこは宿題としていただきながら検討させていただければというふうに思っております。

二つ目につきましては……。

【森支援教育課長】

支援教育課の森と申します。よろしくお願いします。

一つの学校だけというのは、まさにおっしゃられたように、要は二つ学校に行けるということ趣旨ではなく、言うなら、小学校であれば幼稚園やその上の中学校、さらにその上の高等学校って、例えば連携が必要であるとか、今、ちなみに特別支援学級とかの指導とかでは、いわゆる特別支援学校のサポート機能というのがより求められてきているところです。そういった意味で、あと教育だけではなくて、福祉の連携であるとか、そういったところをちょっと強調したくて、一つの学校の中だけで今まで対応していただいたところがあるのを、じゃなくて、やはりその辺りをしっかり連携をして、しないといけないという意味で、一つの学校というちょっと表現をさせていただいたところで、いただいた意見をちょっと踏まえて、表現につきましては、また検討させていただければと思いますので、よろしくお願いします。

【落合教育長】

できるだけ表現が分かりやすく、私も学校現場にいたので、本当に学校って様々な教育課題があって、学校の教員だけでは解決できないような問題もあって、だからこそ保護者や地域の方と一緒にその課題を解決していくという辺りで、一つの学校だけでは対応できないようなものがあるという、そんな捉えかと思うので。よろしくお願いします。

ほか、いかがでしょうか。

【芳川教育長職務代理者】

今の話ですみません。

【落合教育長】

すみません。芳川委員、どうぞ。

【芳川教育長職務代理者】

一つの学校ではなくて、一つを取っちゃうとイメージが全然違うんじゃないかなという気がするんですよ。今、教育長がおっしゃったように、学校だけではというふうになると、実はいろんなところとつながっていくと思うので、一つのというところがちょっと強調されていたので、そこでイメージが違ったのかなというふうにちょっと思いましたので。考えていただければ。

【落合教育長】

一度預からせていただいて、検討していきたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。たくさんあり過ぎてあれですけど。

坂口委員。

【坂口委員】

質問ではなくて、せっかくなので、次期プランに向けた整理、本当にありがとうございました。チャレンジ、ウェルビーイング、ダイバーシティ、素晴らしいと思います。

今回いただいて、四つの「Key Project」、素晴らしいと思いました。全部やっていただきたい。

以上です。

【落合教育長】

ぜひ、そうなるように進めていきたいと思います。

森川委員、お願いします。

【森川委員】

ありがとうございました。

私もすごい分かりやすいなと、すごく開いている感じで分かりやすいなと思いました。

先ほどの話を持ち出して大変申し訳ないんですけども、これはとてもすばらしくて開けているので、それに付随する情報、市民一人ひとりが学びの主役でありとか、大切にしたい価値観を共有し、など入っているのであれば、情報も、一昔前のものをそのまま使い続けるのではなく、いろいろな国籍の子の学習ですとか、障害のある子への支援とか、継続した学びについても、情報のアップデートというか、それがここについて来ないと、川崎はすごいんだよとか、障害のある子にはこういう流れがあって、あとはちょっと相談に乗ってもらえるんだよとか、話が続かないと思うんですけど、現実これを、身近に保護者の方に、いいよ川崎というときに、ここはすばらしいんだけど、後が閉じているので、なので、同じような形でこれに付随する、ここに載っているような情報が全部、本当に開けているかなというのを検証していただきたいなというか、アップデートしていただきたいと。お願いいたします。

【落合教育長】

このプランをより身近に感じてもらえるように、情報をアップデートして。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項N o . 8は終了といたします。

1 1 閉会宣言

【落合教育長】

以上をもちまして、本日の定例会は、終了といたします。長時間にわたってお疲れさまでございました。ありがとうございました。

(1 6 時 2 0 分 閉会)